

農林水産業の再生・復興に向けた
緊急要望



平成28年 1月 4日

要 望 事 項

- 1 森林における放射性物質対策について 1
- 2 旧警戒区域内の家畜死体の処理及び汚染牧草の搬入について 2

1 森林における放射性物質対策について

本県の森林林業の再生・復興につきましては、放射性物質の影響低減に向けた各種実証は行われておりますが、森林の放射性物質対策に関する技術的・実務的な課題について、未だ解決されておらず、林業関係者はもとより、県民の不安を根本的に解消するには至っておりません。

また、避難指示区域等の住民の帰還意志の大きな決定要因となる森林全体の除染方針につきましても、未だ具体的に示されていない状況が続いております。

このような中、国においては、土壌や落葉等の除去による森林の除染は、林縁の空間線量率に及ぼす効果が少ないことや地力の低下などの悪影響も懸念し、基本的に実施しないことが適当との判断を示しました。

本県に甚大な被害、影響を与え続けている原発事故由来の放射性物質対策については、何よりも県民理解を得ながら取組を進めることが肝要であります。

放射性物質による環境汚染の中で不安の生活を余儀なくされている福島県民の気持ちをそんたくし、以下の要望を行うものであります。

(1) 森林全体の除染方針と県民への理解促進について

本県の森林を放射性物質から放置することなく、空間線量率のモニタリングや放射線量を低減させるための調査・研究及び実証事業に取り組み、県民の不安解消や森林林業の復興・再生につながる森林全体の除染方針について、実効性のある方策の構築に向けた取組を進めること。

また、本県の森林除染に関する国の方針や取組について、県民への説明責任を十分に果たすこと。

(2) 森林からの放射性物質流出防止対策について

地域の実情に応じた具体的施策を速やかに構築するとともに、実施に向けてロードマップを早急に示すこと。

また、施策展開に必要な財源を措置すること。

(3) 森林の再生対策について

放射性物質対策と森林整備を一体的に行う森林の再生には、長い年月を要することから、継続的な財源の確保を図ること。

また、避難指示区域内における森林の再生に向けた対策を早急に示すとともに、林内作業員への被ばく対策マニュアルを作成し、広く周知すること。

2 旧警戒区域内の家畜死体の処理及び汚染牧草の搬入について

東日本大震災とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所事故により、原発から20km圏内の畜産農家は避難を余儀なくされた上に、原子力災害対策本部長から本県知事への指示による家畜の安楽死処分を断腸の思いで受け入れたところでした。処分後一時埋却及び放置されている家畜死体については、住民の帰還を始めとする被災地域の復興・再生・営農再開の障害となることから、国の責任においてすべて処理するよう再三にわたり要請してまいりましたが、実施されない状況が続いております。

また、今般県外の汚染牧草が本県内へ搬入される問題が生じ、汚染牧草の搬入中止を指導するとともに、関係法令上の取扱いを明確にするよう国に対し要請してまいりましたが、未だ有効な対策が取られておりません。地方自治体自らが行ったこの行為は極めて遺憾であり、今後、他自治体から福島県内への汚染廃棄物が搬入される恐れもあり、深刻な問題であります。

このため、福島県の復興の加速化へ向けて、以下の要望を行うものです。

(1) 旧警戒区域内の家畜死体の処理について

安楽死措置については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）からの指示を受けて実施したことから、そのすべてを国において早急に処理すること。

(2) 暫定許容値を超過した汚染牧草の搬入について

汚染牧草については、原子力災害に伴う新たな概念の廃棄物であることから、福島県内に持ち込まれることのないよう法的に整理すること。併せて、今後も同様の問題が生じないよう、汚染牧草を保管する関係自治体に対して、適切な対応をとるよう指導すること。

福 島 県 知 事 内堀 雅雄

福 島 県 市 長 会 長 立谷 秀清

福 島 県 町 村 会 長 加藤 憲郎

双 葉 地 方 町 村 会 長 馬場 有

福 島 県 林 業 会 議 会 会 長 齋藤 卓夫

福 島 県 森 林 除 染 推 進 協 議 会 会 長 齋藤 卓夫

福 島 県 林 業 經 営 者 協 会 会 長 小野 好郎